

亀山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 6 月 17 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 29 号

亀山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

亀山市生活保護法施行細則（平成 17 年亀山市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

面接者	担当	担当	担当	指導員	次長	所長

# 面接記録票

面接日	年 月 日 時 分 ~ 時 分	ケース番号	第 号	面接員				
保護を受けようとする者	氏名		性 才	来 訪 経 路				
	住 所		年 月 日生	ア 自主的	エ 病院保健所のすすめ			
				イ 民委のすすめ	オ 職場組合等のすすめ			
	本 籍		ウ 知人のすすめ	カ 他 ( )				
	TEL		筆頭者					
来訪者	氏 名		住 所		本人との関係			
来訪の目的及び生活状況	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----							
所見対及応	----- ----- -----							
資 産	【動産】 手持金 ( 円 ) 預貯金 ( 円 ) 生命保険 ( 保険料 円・保険金額 円 )							
	自動車 ( ) その他 ( )							
	【不動産】 家屋・宅地・田畑・山林・その他土地・他 ( ) 【負債】 円							
他法他施策	健康保険・国保・共済・労災・傷病手当金・自賠償保険・雇用保険・その他 ( )							
	国年 ( 老齢・障害・老齢福祉・障害基礎 ) ・厚生 ( 老齢・障害・遺族 ) ・恩給・その他 ( )							
	児童扶養手当・子ども手当・福祉手当・その他 ( ) 金額 円							
家族関係 ( 収入等 )	続 柄	氏 名	年 齢	健康状態	職業・学年	収入 ( 種類等 )	要介護度	備 考
住 居	( 円 ) 所有者				面接結果 申請書交付 申請意思			
保 護 歴	~	( 福祉 )						
	~	( 福祉 )						
	~	( 福祉 )						
地区民生委員名								



# 保 護 台 帳

開始年月日： 年 月 日

基準日： 年 月 日

作成年月日	年 月 日	地区		ケ-入番号									
フリガナ世帯主氏名			居住地	〒									
保護歴	開始年月日	廃止年月日	本籍	(電話 )									
			住民登録地										
世帯構成状況	世番 員号	フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	学歴	職業		心身の 状況	医療 他法	国民 年金 加入	摘 要
								特技	現職				
住宅付近の略図	(社会環境)												
地区民生委員													



住居の状況	住 宅		間 取 図										
	構 造												
	広 さ	延面積							m <sup>2</sup>				
		間 数											
	宅地												
	広さ												
	固定資産税の減免												
	家賃又は地代								円				
	家主又は地主の住所及び氏名								住所				
									氏名				
住宅の環境	水道設備					配電設備							
	便 所					風 呂							
	衛生等の状況			〔 〕									
資産の状況	土 地	地 目	面積	活用状況	処分の要否	課税評価額	固定資産税額	時価(見積額)	備 考				
		宅 地	m <sup>2</sup>			円	減免適用	円					
		田	m <sup>2</sup>			円		円					
		畑	m <sup>2</sup>			円		円					
		山 林	m <sup>2</sup>			円		円					
		その他	m <sup>2</sup>			円		円					
	建 物	種 別	面積	活用状況	処分の要否	課税評価額		固定資産税額	時価(見積額)	備 考			
		住 宅	m <sup>2</sup>			円	減免適用	円					
			m <sup>2</sup>			円		円					
		m <sup>2</sup>			円	円							
	借 地	地 目	面積	所有者の住所氏名				借地料	備 考				
		田	m <sup>2</sup>										
		畑	m <sup>2</sup>										
	その他(動産)	品 名		数量	時価(見積額)	処分の要否	備考(所有者、形式、処分の経過等)						
					円								
			円										
			円										
			円										
(例示) 自動車、バイク、ピアノ、ステレオ、ビデオ、クーラー(エアコン) 農業用機械、船、家畜(ペット)、温水器、貴金属類、その他													

恩給年金等受給状況	種別	受給者氏名	記号番号	当初の認定			改定後の認定		
				受給年月	年額等	備考	受給年月	年額等	備考
					円			円	
					円			円	
					円			円	
生命保険の契約状況	保険の種類	契約者	被保険者	保険金受取人	保険金額	保険掛金	満期日		
					円 (入院給付金 円/日)	円			
負債の状況	親権者	金額	借用年月日		使 途	償還期限・方法	摘 要		
		円							
		円							
		円							
		円							
自給・贈与の状況	自給の有無及び程度				贈与の有無、程度及び贈与者名				
	米								
	野菜								
	魚介								
特別基準設定状況	一 時 扶 助				住 宅 費 ・ そ の 他				
	給付年月日	種 類	数量	金 額	給付年月日	種 類	金 額		
				円			円		
				円			円		
				円			円		
				円			円		
介護保険	被保険者名		被保険者区分	被保険者番号		保 険 者		保険者番号	

注 被保険者区分欄は、第1号（普通徴収、特別徴収）又は、第2号の別を記載する。





様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

地区		ケース番号	世帯主氏名
ケース記録票			
5			
10			
15			
20			
25			
30			
35			
40			

様式第 16 号から様式第 20 号までを次のように改める。

様

亀山市福祉事務所長 印

### 保護開始決定通知書

生活保護法による保護について、次のとおり開始したので通知します。

1. 保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由

内容	認定年月日	決定した理由
開始		

2. 決定内容

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	その他	合計	施設事務費
円	円	円	円	円	円

冬季加算	円
期末一時扶助	円

（11月～3月の生活費に加算されています。）

（12月の生活費に加算されています。）

一時扶助				円				円
				円				円
				円				円
				円	合計（金銭分）			円

追給額	
	円
返納額	
	円

あなたが介護機関、医療機関及び保護施設に支払う金額 （医療機関への支払いの場合は10円未満は切り捨てとなります。）	
本人支払額計	円

別途送金先 ( )  
 ( )  
 ( )  
 ( )  
 ( )

扶助額	+	一時扶助額	-	別途送金額	=	支給額
円		円		円		円

注 1 保護費の支給日は毎月 日です。

ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、これらの日の前日です。

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表とする者は亀山市長となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます（なお、判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで決定の取り消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

亀山市福祉事務所長 ⑩

## 保 護 却 下 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました生活保護法による保護の申請については、次の理由により却下と決定しましたので通知します。

### 1 却下の理由

### 2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

( 教示 )

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます ( なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 ) 。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、亀山市を被告として ( 訴訟において亀山市を代表とする者は亀山市長となります。 ) この決定の取り消しの訴えを提起することができます ( なお、決裁のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。 ) 。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取り消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。

決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」( 昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知 ) に基づく措置については、別紙のとおり通知します。

様

亀山市福祉事務所長 ㊟

保護変更決定通知書

生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。

1. 保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由

Table with 3 columns: 内容変更, 認定年月日, 決定した理由

2. 決定内容

Table with 6 columns: 生活扶助, 住宅扶助, 教育扶助, その他, 合計, 施設事務費

Table with 2 columns: 冬季加算, 期末一時扶助

(11月～3月の生活費に加算されています。)
(12月の生活費に加算されています。)

Table with 6 columns for 一時扶助 breakdown and 合計(金銭分)

Table with 2 rows: 追給額, 返納額

Table with 2 rows: あなたが介護機関、医療機関及び保護施設に支払う金額, 本人支払額計

別途送金先 ( )
( )
( )
( )
( )

扶助額 + 一時扶助額 - 別途送金額 = 支給額

注 1 保護費の支給日は毎月 日です。
ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、これらの日の前日です。

(教示)
この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます(なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
また、この審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表とする者は亀山市長となります。)

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

亀山市福祉事務所長 印

保護停止（廃止）決定通知書

生活保護法による保護を次のとおり停止（廃止）したので通知します。

1. 保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由

内容	認定年月日	決定した理由

2. 決定内容

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	その他	合計	施設事務費
円	円	円	円	円	円

冬季加算	円
期末一時扶助	円

（11月～3月の生活費に加算されています。）

（12月の生活費に加算されています。）

一時扶助	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	合計（金銭分）円

追給額	円
返納額	円

あなたが介護機関、医療機関及び保護施設に支払う金額 （医療機関への支払いの場合は10円未満は切り捨てとなります。）	
本人支払額計	円

別途送金先（ ）  
（ ）  
（ ）  
（ ）  
（ ）

扶助額	+	一時扶助額	-	別途送金額	=	支給額
円		円		円		円

- 注 1 保護費の支給日は毎月 日です。  
ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、これらの日の前日です。  
2 2の決定内容に返納額のある方は、納入通知書又は戻入納付書で決められた期日までに最寄りの金融機関に納めてください。

（教示）  
この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  
また、この審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表とする者は亀山市長となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます（なお、判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで決定の取り消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。  
決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。  
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

検診を受ける者の  
居住地及び氏名

様

亀山市福祉事務所長 (印)

### 検 診 命 令 書

下記により検診を受けてください。

#### 記

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時 分
- 2 医療機関の名称  
及び所在地
- 3 検診の目的
- 4 備考

- 注 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、生活保護法第 28 条第 1 項の規定に基づくものです。
  - 3 この検診命令による検診を受けないと生活保護法第 28 条第 5 項の規定によって、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更され、停止され、若しくは廃止される場合があります。
  - 4 この検診命令について疑問がある場合には、亀山市福祉事務所に相談してください。



様式第 2 2 号を次のように改める。

様

亀山市福祉事務所長 印

調 査 依 頼 書

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の  
施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において情報の秘密の保護に万全を期していますので念  
のため申し添えます。

1 調査を要する者

住 所 〒

(旧住所)

(旧住所)

(旧住所)

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

2 調査事項

1. 預貯金の有無

2. 預貯金の内容

3. 貸付の有無

4. 貸付の内容 (調査日 現在)

お手数ですが、  
担当：亀山市福祉事務所

まで御回答ください。

( ) TEL

(参考1) 生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)
  - 二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)
- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

五 (略)

(参考2) 生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際、改正前の亀山市生活保護法施行細則に規定する様式により作成されている用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。